

京都大学大学院情報学研究科規程の一部を改正する規程

京都大学大学院情報学研究科規程（平成十年達示第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「情報学研究科会議（以下「研究科会議」という。）」を「情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）」に改め、同条第二項中、「研究科会議」を「教授会」に改める。

第三条及び第四条中、「研究科会議」を「教授会」に改める。

第五条中、「研究科会議」を「情報学研究科会議（以下「研究科会議」という。）」に改める。

第十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十一条 通則第四十九条第一項の規定による修士課程の修了に必要な専攻科目は、研究科会議で定める。

第十六条及び第十七条中、「研究科会議」を「教授会」に改める。

第十七条の次に次の一章を加える。

第八 懲戒

第十八条 研究科長は、本研究科学生が通則第五十三条において準用する通則第三十二条第一項の規定による懲戒の対象に該当すると認めるときは、教授会の議を経て総長に申し出るものとする。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。